第四十条の二第一項中「、第三号の三、第三号の五及び第三号の六」を「から第三号の四まで、第三号の六及び第三号の七」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第七条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「同条第三項第三号の六」を「同条第三項第三号の七」に改める。

地域再生法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

法律第三十八号

地域再生法の一部を改正する法律

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第七節　地域再生土地利用計画の作成等（第十七条の七―第十七条の十二）」を「第七節　地域再生土地利用計画の作成等（第十七条の七―第十七条の十二）
第八節　自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例（第十七条の十三）
第九節　生涯活躍のまち形成事業計画の作成等（第十七条の十四―第十七条の二十五）
第十節　地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の二十六―第十七条の二十八）
第十一節　構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例（第十七条の二十九―第十七条の三十）
第十二節　地域来訪者等利便増進活動計画の作成等（第十七条の三十一―第十七条の三十五）
第十三節　商店街活性化促進事業計画の作成等（第十七条の三十六―第十七条の三十九）
第十四節　地域再生土地利用計画の作成等（第十七条の四十―第十七条の四十二）
第十五節　自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例（第十七条の四十三）
第十六節　生涯活躍のまち形成事業計画の作成等（第十七条の四十四―第十七条の四十七）
第十七節　地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の四十八―第十七条の五十一）
第十八節　構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例（第十七条の五十二―第十七条の五十五）」を

に、「第十二節」を「第十四節」に改める。

第四条の三第一項中「特別区を含む」の下に「。以下同じ」を加える。

第五条第四項第四号中「第十三号」を「第十五号」に改め、同項第五号中「地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの（第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）」を「次に掲げる地域」に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に改め、同号に次のように加える。

イ　地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの（以下この号及び第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。

ロ　準地方活力向上地域（集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）

第五条第四項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第十七条の三十一」を「第十七条の四十一」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第十七条の三十」を「第十七条の十三第三項及び第十七条の四十」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第十七条の二十九」を「第十七条の三十九」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「第十七条の十三」を「第十七条の二十三」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第十七条の七第七項」を「第十七条の十七第七項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって当該地域の来訪者又は滞在者（以下この号及び第十七条の七第四項において「来訪者等」という。）の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域において、当該地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であって特定非営利活動法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社をいう。以下この号において同じ。）が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの（以下「地域来訪者等利便増進活動」という。）に必要な経費の財源に充てるため、地域来訪者等利便増進活動が実施される区域内において当該地域来訪者等利便増進活動により生ずる利益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、当該地域来訪者等利便増進活動を実施する特定非営利活動法人等（以下「地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。）に対して交付金を交付する事業に関する事項

イ　来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動

ロ　来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動

七　商店街活性化促進区域（地域における経済的社会的活動の拠点として商店街が形成されている区域であって、当該商店街における小売商業者又はサービス業者の集積の程度、商業活動の状況その他の状況からみてその活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、当該商店街の活性化により地域経済の発展及び地域住民の生活の向上を図ることが適当と認められる区域をいう。以下同じ。）において、商店街の活性化を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するもの（第十七条の十三第一項及び第二項において「商店街活性化促進事業」という。）に関する事項

第五条第十項中「第四項第十号」を「第四項第十二号」に改め、同条第十一項中「法律及び」を「法律（」に、「含む」を「含む。）」に改め、同条第十二項及び第十三項中「並びに」を「又は」に改め、「及び法律に基づく命令」を削る。

第十六条中「ことについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けた」を削り、「場合」の下に「（当該株式を取得したことについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けた場合に限る。）」を加える。

第五章第六節の節名を次のように改める。

第六節　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成等

第十七条の二の見出しを「（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定等）」に改め、同条第一項中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同項第一号中「地方活力向上地域」の下に「又は準地方活力向上地域」を加え、同条第二項中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同項各号中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に改め、同条第三項中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（」に改め、同条第四項中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方